

青高保 第1252号

平成20年11月7日

指定介護老人福祉施設の長
介護老人保健施設の長
指定介護療養型医療施設の長
指定（介護予防）通所介護事業者
指定（介護予防）通所リハビリテーション事業者
指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者
指定（介護予防）短期入所生活介護事業者
指定（介護予防）短期入所療養介護事業者

殿

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長

(公 印 省 略)

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

このことについて、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたのでお知らせします。

本年10月に特別養護老人ホーム等において、入浴時の介助に関して、利用者が死亡する事故が2件発生しております。このため、貴施設及び貴事業所においても、事故を防止するための取組を一層徹底するとともに、事故防止のための委員会や事業所において事故及びヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順の遵守指導及び注意喚起をしてください。

また、事故発生時には、適切な処置を実施し、入所者等への被害を最小限に抑えとともに、利用者の家族及び関係機関等への連絡を行ってください。

なお、特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドラインについては、三菱総合研究所ホームページ (http://www.mri.co.jp/REPORT/OTHER/2007/20071107_hl101.html) より入手できますので、業務の参考にしてください。

担 当 介護事業者グループ

電 話 017-734-9299

F A X 017-734-8090



事務連絡

平成20年10月31日

各 都道府県
指定都市
中核市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 計画課
振興課
老人保健課

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）等において、そのために必要な措置として講ずるべき措置（別紙）を定めているところです。

また、特別養護老人ホームについては、「特別養護老人ホームにおける事故防止および安全管理の徹底について」（平成19年8月31日厚生労働省老健局計画課事務連絡）及び「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の送付について」（平成19年11月1日厚生労働省老健局計画課事務連絡）（別添）において、注意喚起等を行っていただいておりますが、本年10月に特別養護老人ホーム等において、入浴時の介助に関して、利用者が死亡する事故が2件（資料参照）発生しております。このため、特別養護老人ホームをはじめ、他の介護施設及び介護サービス事業所についても、事故を防止するための取組を一層徹底するとともに、事故防止のための委員会や事業所において事故及びヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順の遵守の指導及び注意喚起をして頂くよう管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して周知をお願いします。

また、事故発生時には、適切な処置を実施し、入所者への被害を最小限に抑えるとともに、利用者の家族及び関係機関等への連絡を行う等の指導をお願いします。

<照会先>

厚生労働省老健局計画課 課長補佐 後藤
藤井

TEL 03-5253-1111（内線）3972

高齢福祉保険課

20.11.-4

收受

(資料)

福岡県 小規模多機能型居宅介護における死亡事故について
事故の経過

経過

1. 発生日

平成20年10月17日(金)

2. 利用者

96歳 女性 要介護5

3. 事故の経過

ストレッチャーを使用して特殊浴槽を使用。入浴後2人の介助者によりケアを提供されていたが、2人ともその場を離れ、その時に利用者がストレッチャーから転落した。

福岡県 特別養護老人ホームにおける死亡事故について
事故の経過

経過

1. 発生日

平成20年10月28日(火)

2. 入所者

92歳 女性、要介護5

3. 事故の経過

特殊浴槽を使用。ストレッチャーに乗り洗身・洗髪後、浴槽内に移動。その際の湯が高温であり、熱傷を負った。

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31日 厚生省令第46号)

— 抜 粋 —

事故発生の防止及び発生時の対応

第31条

特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

第2項

特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第3項

特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第4項

特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」

(平成12年3月17日 老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知)

— 抜 粋 —

17 事故発生の防止及び発生時の対応 (基準第31条)

(1) 事故発生の防止のための指針 (第1項第1号)

特別養護老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底（第1項第2号）

特別養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ③ (3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号）

特別養護老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4) 事故発生の防止のための職員に対する研修（第1項第3号）

介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年二回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

(5) 損害賠償（第4項）

特別養護老人ホームは、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。

事 務 連 絡

平成19年8月31日

各

〔 都道府県
指定都市 〕

民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課

特別養護老人ホームにおける事故防止および安全管理の徹底について

特別養護老人ホームにおける事故発生の防止及び発生時の対応については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）および「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）において、そのために必要な措置として講ずるべき措置（別紙参照）を定めているところです。

先週より、特別養護老人ホームにおいて、入所者への医療処置や入浴時の介助に関して、入所者が死亡する事故（資料参照）が発生しております。このため、特別養護老人ホームにおいては、事故を防止するための取り組みを徹底するとともに、事故防止のための委員会で事故およびヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順の遵守を指導および注意喚起をして頂くようお願いします。

また、事故発生時には、入所者への被害を最小限に抑えるために、適切な処置を実施するとともに、入所者の家族および関係機関等への連絡をお願いします。

貴職におかれましては、管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局計画課 課長補佐 金井
藤井

TEL 03-5253-1111（内線）3972

事 務 連 絡
平成19年11月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課

「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の送付について

厚生労働省では、平成18年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）として、「特別養護老人ホームにおける施設サービスの質確保に関する検討」を行い、その中で、介護事故に関する対策等として「介護事故予防ガイドライン」（発行：(株)三菱総合研究所）を作成しましたので、御参考までに送付いたします。

厚生労働省としては、平成18年4月に特別養護老人ホーム等の運営基準を改正し、各施設に、事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備をお願いしたところです。各施設では、既に指針の整備が進んでいるとは思いますが、今後、本ガイドラインを参考にいただき、指針の修正や更なる充実を図っていただきたいと思いますと考えております。

貴職におかれましては、本ガイドラインを管内の市町村及び各施設に周知徹底していただくとともに、引き続き都道府県と市町村が十分に連携を取りながら、介護事故に関する対策を講じていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本ガイドラインは、過日、(株)三菱総合研究所より送付されておりますガイドラインと同一ですが、再度周知をお願いいたしたく送付しております。

<照会先>

厚生労働省老健局計画課 藤井
TEL03-5253-1111 (内線3972)